

鈴鹿市告示第 1 5 号

平成 2 6 年鈴鹿市告示第 2 2 5 号（指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 4 項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成26年10月1日から施行する。 なお、昭和57年鈴鹿市告示第53号は、廃止する。 略 備考 1 略 2 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う事務は、次の表の左欄に掲げる収納取扱科目の区分ごとに、同表の右欄に定める収納方法に限るものとする。 <table><tr><th>収納取扱科目</th><th>収納方法</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>寄附金（ふるさと納税） <u>道路占用料</u> <u>河川占用料</u></td><td>払込書カク公 様式による収 納</td></tr></table>	収納取扱科目	収納方法	略	略	寄附金（ふるさと納税） <u>道路占用料</u> <u>河川占用料</u>	払込書カク公 様式による収 納	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 4 項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成26年10月1日から施行する。 なお、昭和57年鈴鹿市告示第53号は、廃止する。 略 備考 1 略 2 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う事務は、次の表の左欄に掲げる収納取扱科目の区分ごとに、同表の右欄に定める収納方法に限るものとする。 <table><tr><th>収納取扱科目</th><th>収納方法</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>寄附金（ふるさと納税）</td><td>払込書カク公 様式による収 納</td></tr></table>	収納取扱科目	収納方法	略	略	寄附金（ふるさと納税）	払込書カク公 様式による収 納
収納取扱科目	収納方法												
略	略												
寄附金（ふるさと納税） <u>道路占用料</u> <u>河川占用料</u>	払込書カク公 様式による収 納												
収納取扱科目	収納方法												
略	略												
寄附金（ふるさと納税）	払込書カク公 様式による収 納												

略	略	略	略
---	---	---	---